

クラウドクレジット・ファンディング合同会社

2024年6月25日

ニカラグア金融事業者支援ファンド5号

契約期間延長(5回目)のお知らせ

投資家の皆様におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、標記ファンドは本件匿名組合契約書第4.1条第2項にて、本件匿名組合契約の有効期間を2020年6月末日までとしておりましたが、2020年6月、2021年6月、2022年6月および2023年6月にそれぞれ1年間の有効期間延長を行いまして延長後の有効期間を2024年6月末日までとしておりました。このたびクラウドクレジット・ファンディング合同会社（以下、「本営業者」）は、以下に述べる事由により契約期間の延長（5回目）を行い、有効期間を2025年6月末日までといたします。

【要旨】

- 本営業者グループ会社（後述）は2021年3月までに、本件債務者たるI社（後述）より、返済金の一部を不動産による代物弁済に代えて、現金100,000米ドルおよび不動産（土地2個）の譲渡を受けることで、I社との債権債務関係を終了しました。
- 本営業者は、本営業者グループ会社が不動産を売却して残余財産の回収を完了するまで本ファンドの運用を継続する方針です。

【契約期間延長の事由】

本ファンドにおいて本営業者はエストニアのグループ会社であるCrowdcredit Estonia OÜ（以下、「本営業者グループ会社」といいます。）に米ドル建てで貸付を行い、本営業者グループ会社はこの貸付金を原資に、(案件①) 中南米のニカラグア共和国（以下、「ニカラグア」といいます。）にて中小企業向け貸付を中心に、個人・法人向け貸付事業を展開している金融機関（以下、「I社」といいます。）に対して貸付を行うとともに、(案件②) Mintos というP2Pレンディングプラットフォームを介して、ジョージア（旧グルジア共和国）の会社 Creamfinance Georgia LLC の取り扱う個人向けローン債権の購入を行いました。

その後、本営業者グループ会社は、I社が元利金の約定返済を完了することが困難なことを踏まえて、I社より元利金の一部としての現金の返済および不動産（土地2個）の提供を受けて、残る債権を放棄

しました。経緯に関しては、2021年1月18日付「ニカラグア金融事業者支援ファンド全号 分配時報告」¹をご参照ください。

2024年6月現在、本営業者グループ会社はI社より取得した不動産の売却による残余財産の回収を目指しています。詳細につきましては、2023年5月16日付けの「ニカラグア金融事業者支援ファンド(1号～10号)に関する報告書²」をご参照ください。

【回収の状況】

2024年6月現在、ニカラグアの内政状況および不動産市場は改善が見込めない状態にあります。ニカラグアの法令では、一つの販売に複数の不動産業者や販売業者を利用することが許可されていません。そのため、2024年1月からは個人の販売ディーラーと契約を結び、販路を変更し、プロモーションを行っています。この取り組みの結果、物件の売却には至っておりませんが、過去3カ月間で物件への訪問者数や問い合わせが増加しています。また、追加の取り組みとしてニカラグアの個人投資家へのアプローチも進行中です。

なお、本営業者グループ会社または本営業者が本件の残余財産を回収するために要した費用等は、ファンド資産から控除されます。対象となる費用等には、土地売却手続きのために現地弁護士へ支払う顧問料や土地売却までの管理等に要する費用等が該当します。

以上の状況を踏まえて、本営業者は本件匿名組合契約の契約期間を延長し、2025年6月末日を延長後の契約期間満了日といたします。ただし、現地での資金の回収作業が終了し、2025年6月末日を待たずにすべての資金が投資家の皆様に分配される際は、その日から1ヶ月を経過した日において、契約の終了とさせていただきます。

引き続き、何卒よろしくお願い申し上げます。

会社概要（クラウドクレジット・ファンディング合同会社）

【代表社員】 株式会社バンカーズ・クラウドクレジット・ファンディング

【設立年月】 2016年3月

【資本金】 1,000,000円

【住所】 東京都中央区日本橋茅場町一丁目8番1号

¹ <https://platform.crowdcredit.jp/operation/entry/1349/49>

² <https://platform.crowdcredit.jp/operation/entry/3135/49>